

組合Q&A

組合の債務に対する組合員の責任について

Q1 組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものであるか。

例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定のものを指名して負担せしめることを議決した場合等、この議決は有効であるか。

Q2 右に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金の返済不能を生じた場合、責任は誰が負うべきか。

Q3 赤字累積による清算の場合はどうか。

〔A1〕 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額を限度とし、総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないもの

と解する(中協法第10条第5項)。

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は弁済の責に任じなければならぬ。また、組合の第三者に対する債務については全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証をしている場合(いわゆる連帯保証)に、その保証をした組合員は個人的に無限の責任を負うことになる。

〔A2〕 したがって、質問のごとく、組合員に対して出資額以上の責任を負わせること、組合の債務につき、特定の組合員を指名して弁済の責に任じさせること等を総会において議決し、議決なる故をもって負担させることは、法令違反であるから無効である。

〔A3〕 組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けたときも、組合員の責任は、前述と同様である。

なお、本間のごとき事例も、総会の議決である旨をもって組合員

に限度額以上の出損を強制することはできないが、自主的意思によって負担しようとすることを阻止するものではない。

員外者の出資について

Q4 中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にはいけないものか、その根拠をどこに求めるべきか。

〔A4〕 組合員は1口以上の出資を有しなければならぬということとは、中協法第10条に規定するところであり、その出資額を限度として責任を負うものであることも同条第4項に規定するところである。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということとはあり得ない。

員外利用の制限の内容について

Q5 次のような場合、組合の共同事業や施設を組合員以外の者が利用することとなるが、員外利用

に該当するか。

(1) 組合が組合員のために協同受発注・配送・決済等の事業をコンピュータ・オンラインシステムを利用して行う場合において、組合員の取引先等が当該システムを利用すること。

(2) 商店街等商業集積を形成する組合が、顧客吸引力の増大のために、例えば、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所、公園、公衆便所、コミュニティホール、展示場、研修室、カルチャークラス等の一般公衆の利便を図るための施設を設置してこれをその利用に供すること。

〔A5〕 員外者が組合事業に関与する場合であっても、組合員のための員外者からの物品購入事業における場合のように、その関与が組合員の利用と競合せず、むしろ組合員への奉仕という組合の本来の目的の達成に必要なときには、員外利用に該当しないと考えられる。

なお、組合事業は営利を目的として運営されることのないよう留意されたい。

(1) 組合が組合員のために外部との取引又はその仲立ちを行う場

■ 組合 Q & A

合における。取引の相手方等の当該組合事業への関与であり、員外利用に該当しない。

(2) 組合が、組合員の事業を支援するために行う、組合員の取引先、顧客等に対する施設、サービス等の提供であり、員外利用に該当しない。

1 法人から複数の役員を選出することについて

Q 6 理事のうち組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できるか。

Q 7 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できるか。

Q 8 右の質問7、8が合法の場合、被選者1人を除き他は員外役員となるか否か。

Q 9 質問7が合法的な場合でも、(1) 1法人でも1組合員であるので、1組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見

(2) 役員の就任は自然人(個人)として就任するので、同一法人から出ても兼職とならないとの意見どちらが正しいか。

なお、当組合の実例について組合員たる1法人の代表取締役

を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

(A 6) 理事は、組合員たる1法人の役員から複数の理事を選任できる。

(A 7) 組合員たる1法人の役員から理事と監事を選任できる。

(A 8) 複数の組合役員を選任した場合複数の組合役員は員内である。

(A 9) は(2)のとおりである。

法人役員の組合理事が同一法人のほかの役員と組合理事を交替することについて

Q 10 組合員たる法人の役員が、当該組合の理事に選任されていたところ、法人の経営する業務に携わる他の役員に理事を交替する必要があるが生じたが、何ら手続を経ずしてそのまま理事を交替することができるか。

(A 10) 理事の選任は、中協法第35条の規定により、必ず総会において選挙又は選任しなければならないことから、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。理事というものは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契

約により、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。したがって、理事が、組合員たる同一法人の他の役員と交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできないことである。

理事の代理人による理事会出席について

Q 11 組合の理事が理事会に出席できない時は、代理人を参加させることができるか。

(A 11) 組合の理事は個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合との委任契約を締結した者であるから、その権利の行使及び義務の履行は、理事自らの意思及び行為として行われるべきである。

また、中協法第36条の3第2項においては、組合が特に定款に定めた場合には書面によって理事会の決議に参加することができるとしていること、反対解釈から、理事は、代理人によって議決権を行使することはできないと解する。

出資証券紛失の際の取扱いについて

Q 12 協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及

び組合員はどのような手続をしたらよいか。

(A 12) 出資証券は、市場性を有する証券ではないから、一般の有価証券と同様に取扱いする必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱いと同様組合員より紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えない。したがって、公示催告の手続は要しない。

脱退した組合員の持分受取書に対する印紙税について

Q 13 組合員が脱退し、払戻持分としての出資金を受け取ったときは、組合員資格を喪失するため受取領収書には印紙税法が適用されるか。

(A 13) 印紙の貼付について、中協法第20条に定めるとおり、持分は組合員が脱退したときに、その請求権を生じるのであるから、持分受領のときは、既に組合員ではなく、したがって協同組合員たる特典はなくなり、持分受領書には印紙を貼付する必要がある。

◎詳細については設立相談室まで

Tel 043-306-3285